

調査の概要

本書は、主として平成20年に実施した「医療施設調査（静態調査及び動態調査）」、「病院報告」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」及び「衛生行政報告例」の結果をもとに作成した。これらの調査の概要は、次のとおりである。

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の種類、期日及び期間

静態調査

静態調査は、3年に1回、全国の医療施設を対象に行う全数調査であり、本書収録分は平成20年10月1日現在の調査分である。

動態調査

動態調査は、静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、本書収録分は平成19年10月1日から1年間の調査分である。

(3) 調査の対象

静態調査は、調査時点で開設しているすべての医療施設。

動態調査は、開設・廃止等のあった医療施設。

なお、医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

(4) 調査の事項

施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及び勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施状況、その他関連する事項

(5) 調査の方法及び系統

静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。

系統 厚生労働省－県知事－保健所－医療施設

厚生労働省－県知事－保健所を設置する市の市長－市保健所－医療施設

動態調査は、開設・廃止等の申請・届出に基づいて、県知事（保健所）、保健所を設置する市の市長（市保健所）が調査票を作成し、市にあつては県を経由し厚生労働省へ提出する。

系統 厚生労働省－県知事（保健所）

厚生労働省－県知事－保健所を設置する市の市長（市保健所）

(6) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部及び埼玉県保健医療部において行った。

2 病院報告

(1) 報告の目的

全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の種類、期間及び期日

患者票（毎月報告）

本書収録分は、平成20年1月1日から12月31日までの1年間分。

従事者票（病院のみ 年1回報告）

本書収録分は、平成20年10月1日現在

(3) 報告の対象

全国の病院、療養病床を有する診療所。ただし、従事者票は病院のみ。

(4) 報告の事項

患者票は、在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等。

従事者票は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数。

(5) 報告の方法及び系統

病院・診療所の管理者が自ら報告票に記入する自計方式による。

系統 厚生労働省－県知事－保健所－病院・診療所

厚生労働省－県知事－保健所を設置する市の市長－市保健所－病院・診療所

(6) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部及び埼玉県保健医療部において行った。

3 医師・歯科医師・薬剤師調査

(1) 調査の目的

この調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の期日

平成20年12月31日現在

(3) 調査の対象及び客体

医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の客体とした。

(4) 調査の事項

住所、性、生年月日、登録年月日、業務の種別、主たる業務内容、従事先の所在地、従事する診療科名等。

(5) 調査の方法及び系統

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を保健所でとりまとめ厚生労働省に提出する。

系統 厚生労働省－県知事－保健所－医師・歯科医師・薬剤師

厚生労働省－県知事－保健所を設置する市の市長

－市保健所－医師・歯科医師・薬剤師

(6) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部及び埼玉県保健医療部において行った。

4 衛生行政報告例

(1) 報告の目的

この報告は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の対象

県・指定都市・中核市を対象とする。

(3) 報告の種類

年度報（46表）、隔年報（11表）にわかれ、それぞれの様式により、年度中、年度末又は年末現在の状況について報告する。

(4) 報告の事項

就業保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する事項等

(5) 報告の方法及び系統

所定の報告事項について、県知事、指定都市及び中核市の長が厚生労働省に報告する。

系統 厚生労働省—県知事、指定都市及び中核市の長

(6) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部及び埼玉県保健医療部において行った。